

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

「せせらぎのある豊かな風景」くりはら水環境再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

宮城県栗原市

3. 地域再生計画の区域

宮城県栗原市の全域

4. 地域再生計画の目標

栗原市は、宮城県の北西部、岩手、秋田両県に隣接する位置にあり、平成17年4月に栗原郡10町村が合併して誕生した新しい市です。人口82,588人（平成17年4月1日現在）、面積804.93km²を有しています。

栗原市北西部には、国定公園に指定されている栗駒山があり、そこから東南に向かって、肥沃で良質米の産地として知られる穀倉地帯「金成耕土」に至るまで、山林、丘陵、平地と変化に富んだ地形を形成しています。

栗原市には栗駒山を源流とする一級河川迫川を始めとした大小多数の河川があり、市内は元より宮城県北部の水道水源域として、また肥沃な耕地を潤す農業用水源となっています。さらに、下流域にはラムサール条約に指定されている、伊豆沼、内沼があるなど、豊かな自然環境に恵まれた地域です。

しかし、生活様式の多様化に伴う生活雑排水の増加や農業振興による畜産排水の増加など、公共用水域の水質は悪化の一途を辿り、特に伊豆沼などは平成15年度環境省公共用水域水質測定湖沼におけるCOD（化学的酸素要求量）値調査において全国ワースト2位となるなど、早急な水環境の改善が課題となっています。

このため栗原市では、水資源の保全、安全快適な住環境の形成をより効率的に図り、「栗駒の恵みあふれる豊かな都市の早期構築」を目指すことを理念とし、水質保全に力を入れ、栗原の自然環境と住民の共生を生かすまちづくりを進めています。

また、総合振興計画により、下水道関連としては、農村総合整備計画並びに田園環境整備マスタープランに基づき、昭和58年から農業集落排水事業、下水道基本構想に基づき、平成6年から公共下水道事業、污水处理施設整備計画に基づき、平成3年から浄化槽設置整備事業を実施してきましたが、合併前の平成16年度末の污水处理人口普及率は、32.2%と依然として整備が十分といえる状況ではありません。

このため、栗原市においては、污水处理整備をより計画的、効率的に進め、公共用水域の水質向上や生活環境の向上を図ることとします。

また、地域住民による河川水路等の清掃活動を積極的に支援し、環境への意識高揚に繋げるとともに清らかなせせらぎをつくり、豊かな地域特性を活かした地区の祭りやイベントにより、都市部からの観光客の誘致を図ります。

さらには、併せて実施する農業集落排水の整備等により、流域の河川を利用する稲作

農家等の経営安定に寄与するなど、生活環境、観光、農業等を総合的に活性化することにより、地域の再生を目指します。

(目標1) 汚水処理施設整備の促進(汚水処理人口普及率(平成16年度末)32%から毎年5%向上)

(目標2) 公共用水域の水質改善(伊豆沼の水質COD値10mg/Lを5mg/Lにまで改善)

(目標3) 農業所得の改善(農業粗生産額27,590百万円を33,108百万円に向上)

(目標4) 観光資源の創出による観光客の誘致(観光宿泊者20万人を24万人に増加)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

市内の下水道認可を受けた瀬峰藤田地区の公共下水道整備をするとともに、既設の公共下水道、及び農業集落排水事業実施地区を除いた地域について、浄化槽(市町村設置型、及び個人型)で整備を行う。

5-2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・公共下水道・・・・・・・・瀬峰町特定環境保全公共下水道事業として、平成7年8月に事業認可。

[事業主体]

- ・いずれも栗原市

[施設の種類]

- ・公共下水道、浄化槽(市町村設置型及び個人型)

[事業区域]

- ・公共下水道
栗原市瀬峰藤田地区
- ・浄化槽(市町村設置型)
栗原市栗駒、一迫地区の公共下水道区域、農業集落排水区域を除いた区域
- ・浄化槽(個人型)
栗原市築館、若柳、高清水、瀬峰、金成、志波姫、花山地区の公共下水道区域、農業集落排水区域を除いた区域

[事業期間]

- ・公共下水道 平成18年度～平成20年度
- ・浄化槽(市町村設置型) 平成17年度～平成21年度
- ・浄化槽(個人型) 平成17年度～平成21年度

〔整備量〕

- ・公共下水道 管渠 L = 1,450m
マンホールポンプ場 1箇所
- ・浄化槽（市町村設置型）
 - 5人槽 68基（平成17年度 8基、以降各年度 15基）
 - 7人槽 629基（平成17年度 81基、以降各年度 137基）
 - 10人槽 56基（平成17年度 4基、以降各年度 13基）
- ・浄化槽（個人設置型）
 - 5人槽 11基（平成17年度 3基、以降各年度 2基）
 - 7人槽 209基（平成17年度 81基、以降各年度 32基）
 - 10人槽 6基（平成17年度 2基、以降各年度 1基）

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 瀬峰藤田地区で 85 人、浄化槽（市町村設置型）で 2,510 人、浄化槽（個人型）で 750 人

〔事業費〕

- ・公共下水道 事業費 157,000 千円（うち、交付金 78,500 千円）
- ・浄化槽（市町村設置型）事業費 856,705 千円（うち、交付金 285,568 千円）
- ・浄化槽（個人設置型）事業費 96,756 千円（うち、交付金 32,252 千円）
- 合計 事業費 1,110,461 千円（うち、交付金 396,320 千円）

5 - 3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「せせらぎのある豊かな風景」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

（1）伊豆沼・内沼・迫川の水質向上対策事業

湖沼、河川への排水浄化対策を行う。

地元住民や小中生徒、ボランティア団体による、周辺の清掃活動を支援する。

（2）農業集落排水事業

生活雑排水が用水路等に流入し農地へ灌漑することを防ぐことにより、稲の倒伏、病害虫の発生、雑草の過繁茂等の農業被害を軽減出来る。

このことにより、維持管理費を少なくし農家の所得向上を図る。

6 . 計画期間

平成17年度～平成21年度

7 . 目標達成状況に係る評価

4に示す地域再生計画の目標については、栗原市において計画終了後に必要な調査を行い、状況を把握・公表するとともに、関係行政機関と地元住民からなる「地域再生協議会」を開催し達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 . その他地方公共団体が必要と認める事項

特になし